

お客様、お得意先、お取引先、株主・投資家の皆様以外にも、私たちは数え切れないほどのステークホルダー（利害関係者）に対し、法的・社会的・倫理的責任を負っています。中でも、市場での競争という自由を享受している私たちは、当然の前提として法的責任を確実に果たしていかなければなりません。そのうえで、各種法令やルールの遵守にとどまらず、地域社会との良好な関係を深め、共に発展することを目指します。

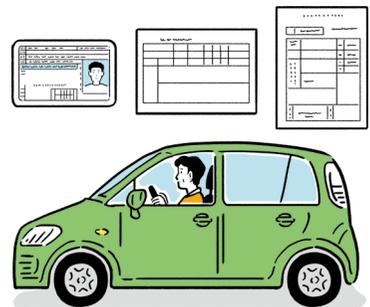
## 1. 関係法令の遵守

私たちは、食品の製造や販売に関する法令はもとより、様々な法令やガイドラインについても正しく理解し、それを遵守し実践していきます。

### (1) 交通法令の遵守

私たちは、ニッポンハムグループの一員として、公私を問わず交通法令を遵守します。車両の運転にあたっては、安全第一と譲り合いの精神を尊重し、交通事故防止に努めます。

- 無免許・免許証の期限切れ運転、車検切れの車両の運転はもちろんのこと、速度超過、駐車違反、運転中のスマートフォン（携帯電話）の使用、シートベルトの未装着、あおり運転による車間距離不保持違反など、交通法令違反となる行為は絶対にしません、させません。
- 交通法令に違反したときは、直ちに安全運転管理者または上司に報告します。
- 万が一の事故に備え、自賠責保険の不足部分を補完する任意保険に加入しておきましょう。
- マイカー通勤者は会社に①運転免許証②車検証③任意保険加入証明書の提出を求められています。自家用車を所有している人は、有効期限を定期的にチェックしましょう。



交通法令の遵守は、社会との良好な関係を築くうえで、絶対に欠かせない大前提です。交通法令の違反や交通マナーに反する運転行為に対しては、たとえそれがプライベートな状況下でなされたものであっても厳正に対処します。社用車を運転する際には、当社のブランドを担っていることを意識し、他の模範となる運転に努めなければなりません。車両の運転にあたっては、法令で定められた点検や保険の確認などの適正な運行管理をしなければなりません。

## (2) 海外現地法令の遵守と文化・慣習の尊重

私たちは、国際ルールや海外現地における法令や歴史・文化・慣習などを正しく理解し、その遵守と尊重に努めます。

- 日本での常識が海外でも通用するとは限りません。たとえ日本人同士でも、公衆の場で人種や宗教などを話題にした会話はしません。
- 事業活動を行うにあたっては、現地の企業市民としての責任を積極的に果たしていきます。
- 国際条約やルールなどを尊重し、児童労働、強制労働は絶対に行いません。また、関連するサプライヤーが同様の行為を行っているか、確認する必要があります。
- 海外での公務員との付き合いにおいては、その国における法令を遵守し、不正利益を得るための接待、贈答、その他の利益供与を行いません。また、直接的な利益供与のみならず、コンサルタントなどを経由した間接的な利益供与にも、法令違反とならないように細心の注意を払います。



私たちの事業活動は、海外にまで広がっています。進出先の国や地域の利益や持続的成長という観点から事業活動を行うとともに、企業市民としての責任を積極的に果たします。進出先においても社会の発展に貢献することが、結果としてニッポンハムグループの持続的成長を可能にするからです。

### (3) 政治、行政との健全な関係

私たちは、公務員に対する接待や贈答、社会の誤解を招くような付き合いはしません。

- 国家公務員や県、市の公務員だけでなく、公益法人・公社・特殊法人・事業団体などの準公務員に対しても同様に接待や贈答を行いません。
- 政治家、立候補者、政党および政治団体に対しても、公務員と同様の対応をするとともに、法令や社内ルールに触れる政治献金や寄付、公おおやけになっていないニッポンハムグループや他社の情報提供は行いません。
- 何らかの便宜べんぎを求められたり、強要されたりした場合は、個人で判断せず、必ず上司や管理部門または日本ハム(株)法務部に確認をとり、指示をあおぎます。また、その際の経緯と対応を正確に記録に残し、いつでも説明責任を果たせるようにしておきます。



お礼の気持ちで商品券や商品を公務員に贈ることや接待することは、場合によっては贈賄ぞうわいとみなされる可能性があります。たとえば、選挙活動の人的・物的支援などの便宜べんぎを求められることなどが当てはまります。公務員との付き合いにおいては、国内では不正競争防止法、海外では贈賄行為を禁止する米国連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)、英国賄賂防止法(UKBA)などに注意が必要です。また、私たちのルールだけでなく公務員が遵守じゅんしゆすべきルール(国家公務員倫理法・倫理規程)にも十分配慮します。

#### (4) 関係官庁などへの報告・調査協力

私たちは、重大な違反行為や事故が起こった場合、それらを隠さず、迅速じんそくに関係官庁などへ報告し、外部機関による調査や原因究明に協力します。

- 商品に関する事故については、お客様の安全を第一に考慮こうりよし、健康被害を最小限に食い止めるための速やかな報告と対処を行います。
- 会社のイメージダウンを恐れて商品の回収や情報の開示を遅らせることはしません。
- 発生した違反行為や事故は、内容を精査し、社内のみならず、社外にも公表して説明責任を果たしていきます。



対外的に影響を及ぼすような重大な違反行為や事故はあってはならないことです。また、万が一発生させてしまった場合は、それらを隠してはいけません。企業倫理やコンプライアンスに前向きに取り組む私たちは、非があれば、隠さずにそれを認め、そこから学び自らを改めていかなければなりません。そうした努力の積み重ねや情報開示の姿勢が無くては、社会やお客様より真の信頼を得ることはできないからです。なお、疑わしいと思われる段階であっても、事態が急を要する際には、速やかにまずその可能性を報告し、そのうえで厳正な社内調査を実施します。

### (5) 反社会的勢力に対する対応

私たちは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を及ぼすと考えられる反社会的勢力に対し「恐れない」、「利用しない」、「金を出さない」という「三ない」原則を守り、対応にあたっては、組織として毅然とした態度で臨みます。

- 相手先不明の社外からの電話には十分注意し、不審な点があれば関係部署へ速やかに報告・相談をします。
- 暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持ちません。
- 反社会的勢力による不当要求などを受けた場合は、上司や責任者に報告し、日本ハム(株)コンプライアンス部および総務部に報告・相談します。
- 相手方に反社会的勢力の疑いが生じたときは、上司や責任者に報告し、調査の結果、事実であれば直ちにそれらとの関係を断ちます。



反社会的勢力から不当な要求を受けたり、背景がよく分からずそれらに応じてしまったりした場合は、その事実を直ちに上司に報告し、関係部署に相談のうえ、適切に対処します。いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供してはいけません。

## 2. 社会への貢献

私たちは、地域社会との共存・共栄を図り、良き企業市民としての役割を果たすことにより、持続可能な社会の発展に貢献します。

- 地域社会の成長と発展に貢献する活動に自発的に参加します。
- 事業活動を通じた社会への貢献はもとより、食とスポーツを通じて社会の健全な発展に貢献します。



企業活動は、地域社会などの健全な発展があってはじめて可能です。社会を支え、社会とともに歩むことが良き企業市民としての役割です。地域支援活動などのボランティアは、日常の忙しさの中でついつい忘れがちな生活者の視点を、私たちに自覚させてくれる絶好の機会です。地域との共生を目指した社会貢献活動が、私たち一人ひとりの意識を変え、結果として企業を変えていきます。企業と社会が相互に支え合い、より良い関係を築いていくことは、将来世代の人々に対する責任でもあります。

### 3. 公共の場における責任ある行動

私たちは、公共の場において、常に社会人としての自覚と責任を持って行動し、たとえプライベートの場でも一人ひとりがニッポンハムグループのブランドを担っていることになを心にとめ、ニッポンハムグループの一員としての節度ある言動を心がけます。

- 歩きながらの携帯電話での通話やスマートフォン(携帯電話)の操作、歩きタバコやタバコのポイ捨てはしません。
- 運転時には、交通ルールを守ることは大前提です。他者の迷惑とならないだけでなく、事故の防止にもつながります。
- 清掃活動や困っている人の手助けなどを積極的に行いましょう。



昨今あおり運転の取締りが厳しくなるなど、運転マナーに対する目が以前にも増し厳しくなっています。これは運転時だけではなく、駐車時も同様です。私たち一人ひとりの行動がニッポンハムグループに対する社会からの信頼・評判につながることを自覚し、ニッポンハムグループの一員として誠実に行動する必要があります。

## 4. 事業活動の継続

私たちは、事業活動に大きな影響を与えかねないリスクに対し、あらかじめ対策を講じることで被害を最小限にとどめ、事業活動がとどこおることのないように努めます。

- 地震、風水害をはじめとする自然災害や大規模な事故、感染症の発生・拡大、原材料・資材などの供給網の途絶<sup>とぜつ</sup>に対する備えを計画的に進めます。
- 有事の際に迅速<sup>じんそく</sup>な初動対応がとれるよう、定期的に事故や災害などの発生を想定した事前訓練を実施します。
- 被災したときは、従業員の安否状況を確認し、職場の被害を最小限に抑え、優先度の高い重要な事業を継続するとともに、早期の復旧<sup>ふつと</sup>に努めます。
- 感染症や家畜伝染病に対するの発生予防を確実にいき、発生した際は迅速<sup>じんそく</sup>な報告と感染拡大の防止措置<sup>そち</sup>を講じます。
- 感染症拡大の防止にあたっては、社会全体の協力が求められる場合、国や自治体の要請に応じます。



事業活動を行ううえで、私たちは自然災害(地震、津波、大雨・台風など)、事故(火災、爆発など)、疫病<sup>えきびょう</sup>・伝染病(新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、家畜伝染病など)、経営環境の変化(為替、株式市場など)、情報セキュリティ問題(コンピューターウイルス、サイバーテロなど)、その他(テロ、風評被害など)、様々な脅威<sup>きょうい</sup>と対峙<sup>たいじ</sup>しています。あらかじめ対策を立てておき、災害発生時または被災時に迅速<sup>じんそく</sup>に行動できるようにしておくことが必要です。そして、事業を継続するとともに、早期の復旧<sup>ふつと</sup>に努めることが、企業を守り従業員の雇用を維持し、お客様、お得意先およびお取引先からの信用を向上させ、企業価値を高めることにつながります。

## 5. 情報の管理

私たちは、業務上取り扱う様々な情報の重要性を理解し、適切な取得および適正な利用と管理の徹底に努めます。

### (1) 情報の管理

- 「情報管理」とは、業務で必要な情報の収集・処理・伝達・保管・検索・廃棄を効果的に行うため、様々な情報を管理することをいいます。
- 情報を適切に管理することにより、情報漏洩<sup>ろうえい</sup>や改ざんなどによるトラブルを予防します。
- 個人情報や知的財産に関する法令<sup>じゆんしゆ</sup>を遵守します。知的財産に関しては、ニッポンハムグループ各社が所有するもののみならず、他の企業・個人が所有するものも尊重します。



管理すべき情報には、次のようなものがあります。

- ①業務上知り得る情報(商品の技術情報・仕様、発売情報、生産計画情報、売場情報、出店情報、販売促進に関する情報など)
- ②個人情報(ギフト、キャンペーン、お問い合わせ対応、採用活動などで取得したお客様情報や従業員のマイナンバーなど特定の個人を識別することができる情報)
- ③知的財産権(特許権、商標権、意匠<sup>いしやう</sup>権、実用新案権、著作権、営業秘密その他の知的財産にかかる権利など)

業務上様々な情報を管理するうえでは、取得・利用する情報がこういったものにあたるのかを理解することが重要です。

## (2) 正しい情報の取り扱い方

私たちは、業務上で得た情報を利用する際は、利用の目的・用途や、留意点を理解したうえで利用します。

- 業務上知り得る情報や個人情報<sup>しょうだく</sup>は、取得の際に示した利用目的の範囲内で必要な場合のみ利用し、法令に定める場合を除き、承諾なく第三者に提供・開示しません。
- 退職者に対しては、すでに会社を辞められた方であることを認識し、会社情報をむやみに話すことはしません。
- インターネット上の画像や映像などの使用により、知らずに著作権を侵害しているケースがあります。使用時には必ず利用規約を確認のうえ、法令で認められた場合を除き、著作物の利用にあたる場合は事前に著作権者に許可を得たうえで使用します。
- 著作物の利用にあたる場合は事前に著作権者に許可を得たうえで使用します。
- SNSなどを利用する際、会社情報や個人情報の取り扱いには十分注意します。インターネット上の情報は、不特定多数の方の目に触れます。ニッポンハムグループおよび仕事上関係する企業の会社情報や個人情報などの情報漏洩・誹謗中傷につながる書き込みはしません。
- 個人情報は、会社が認めた方法でのみ保存し、個人が所有するパソコン・スマートフォン(携帯電話)や、外付けハードディスク・USBなどの外部記憶媒体<sup>ぼいたい</sup>には保存しません。
- 個人情報を廃棄する場合は、溶解処理やシュレッダーでの細断<sup>さいだん</sup>など、定められた方法で廃棄します。



**ポイント** 情報の漏洩<sup>ろうえい</sup>や著作権の侵害、またはその可能性を発見したときは、<sup>ただ</sup>直ちに直属の上司や関係部署に報告しましょう。もしこれらが発生した場合、お客様をはじめとする関係者に多大なご迷惑をおかけするとともに、ニッポンハムグループの社会的信用を大きく失うことになります。

### (3) 社外での情報利用

私たちは、社外で業務を行う場合はルールを遵守し、情報の取り扱いに細心の注意を払います。

- 在宅勤務が普及し、社外で業務をする機会が増えています。業務上やむをえず情報を社外に持ち出す場合、第三者への情報漏洩のリスクを考慮のうえ、取り扱います。
- 特に移動中や出張先など自宅外の不特定多数の者が出入りできる場所で勤務する場合には、資料・パソコン画面ののぞき見や盗撮、盗難などのリスクがあるため、十分対策をとったうえで業務します。
- 社外で会社情報や個人情報の漏洩につながるような不用意な言動はしません。また社内においても、エレベーターや通路など多くの方が利用する場所での会話・スマートフォン(携帯電話)の利用などに留意します。



今まで以上に柔軟な働き方が可能となる反面、情報漏洩のリスクも高まります。社外での勤務にあたってはルールを遵守し、情報の取り扱いにも十分注意します。

#### (4) インサイダー取引規制の遵守<sup>じゅんしゆ</sup>

- インサイダー取引と疑われるような行為はしません。家族・友人などを含め、業務上知り得た内部情報を利用して、その会社の株式などを売買しません。
- インサイダー取引につながる株式などの購入や売却をすすめることはしません。
- インサイダー取引につながるような会話や情報の持ち出しもしません。



おおよげ

公になっていないニッポンハムグループの重要な情報について仕事などを通じて知った場合、公表される前に、当社の株式などを売買することは禁止されています。同様に、公になっていない仕事上関係する企業の重要な情報についても仕事などを通じて知った場合、公表される前に、当該企業の株式などを売買することは禁止されています。ニッポンハムグループまたは関係先の未公表の重要な情報を社外に漏らす行為や、家族、友人、他部署の役職員などにとって利益となるように計らったり、損失を回避させたりする目的などで、当社および関係先企業の株式などの売買をすすめる行為も禁止されています。

#### 【用語解説】

インサイダー取引：証券の投資判断に影響を及ぼす重要な未公開の内部情報を有する者が、それを利用して行う不公平な証券取引です。

SNSサイトに発売前の自社の新製品に関する情報の掲載を見かけました。

**Q** SNSサイトに発売前の自社の新製品に関する情報の掲載を見かけました。問題ではないでしょうか。

**A** 業務上知り得た情報や内部の製品情報などをSNSで投稿することは、  
 情報漏洩ろうえいに該当する可能性があります。投稿を見かけた場合は速やかに上司に報告します。インターネット上の情報は不特定多数の方が見ることができ、また一度投稿した内容を取り消すことは困難です。「このくらいは大丈夫」という意識は捨て、SNSを利用する際は細心の注意を払いましょう。

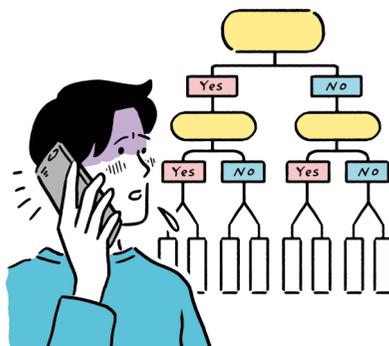


(行動基準5-5.(2)正しい情報の取り扱い方)

普段からどのように準備しておくべきでしょうか。

**Q** 豪雨などの自然災害や、最近では新型コロナウイルスの感染拡大など、私たちの生活おびやを脅かすような事例が多く発生しています。普段からどのように準備しておくべきでしょうか。

**A** 私たちの事業活動においては、自然災害、事故、疾病・伝染病など、事業継続おびやが脅かされる事象が様々あります。これらの脅威きょういが顕在化けんざいした場合に備え、平時と緊急時の情報収集および社内での共有体制や、情報伝達フローなどを構築しておく必要があります。そのために、事業継続の方針に加え、全体の意思決定者・各業務の担当者・関係者の連絡先・連絡フローをあらかじめ整理しておくことがポイントとなります。日頃から有事の際の連絡先や避難場所、安否確認システムの利用方法などを確認しておきましょう。



(行動基準5-4.事業活動の継続)